

申立書

令和 年 月 日

広川町長 様

住所

所有者

氏名

印

このたび、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

登記	家屋の所在地	八女郡広川町
	家屋番号	
家屋の住居表示		八女郡広川町
入居予定年月日		
現在の家屋の処分方法及び必要（添付）書類	ア 売却する [現在家屋の売買契約書等売却を証する書類] イ 賃貸する [現在家屋の賃貸契約書等賃貸を証する書類] ウ 借家等の場合 [現在家屋の賃貸証明書等自己の所有する家屋ではないことを証する書類] エ 親族が住む [親族の申立書等自己が居住用として使用しないことを証する書類] オ その他 []	
入居が登記の後になる理由及び必要（添付）書類	ア 抵当権設定を急ぐため [金銭消費貸借契約書等(代金の支払い記載あるもの)] イ 病気等のため [医師の診断書(写)] ウ 前住人が未転出のため [売買契約書(引渡期日記載のあるもの)] エ その他 []	